

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和解について

写

処 分 書

専 決 第 2 6 号

和解について

市営住宅滞納家賃の支払等について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年12月18日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

新居浜市は、市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）に対し、市営住宅滞納家賃等について、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、入居者並びに連帯保証人である相手方及び（省 略）を被告として、平成26年8月13日松山地方裁判所西条支部に、次に掲げる物件に係る滞納家賃等の支払を請求する訴えを提起した。

物件の表示 （省 略）

### 3 和解の内容

(1) 相手方は、新居浜市に対し、入居者の新居浜市に対する市営住宅賃料等支払債務の連帯保証債務として、金 87万8,400円の支払義務があることを認める。

なお、上記金員の内訳は次のとおりである。

ア 賃料滞納分 87万5,700円

(ア) 平成24年7月分から平成25年3月分まで(賃料月額1万7,700円)につき、15万9,300円

(イ) 平成25年4月分から平成26年3月分まで(賃料月額3万9,900円)につき、47万8,800円

(ウ) 平成26年4月分から同年9月分まで(賃料月額3万9,600円)につき、23万7,600円

イ 督促手数料 2,700円

平成24年6月分から平成26年8月分まで(督促手数料月額100円)につき、2,700円

(2) 相手方は、新居浜市に対し、前号の金員を、平成26年12月19日限り、株式会社伊予銀行新居浜支店の「弁護士 高橋正明 預り金口」名義の普通預金口座(口座番号(省 略))に振り込む方法にて支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。

(3) 相手方が前号の期限までに第1号の金員を支払ったときは、新居浜市は、相手方及び(省 略)に対する市営住宅賃料等請求の訴え(松山地方裁判所西条支部平成26年(ワ)第122号)を取り下げ、相手方及び(省 略)の新居浜市に対する入居者の新居浜市市営住宅入居に係る連帯保証債務を免除する。

(4) 新居浜市及び相手方は、本件に関して、前各号に掲げるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。